

高知県レッドデータブック（動物編）改訂委員会分科会設置要領

（設置）

第1条 平成14年1月に発刊した『高知県レッドデータブック（動物編）』の改訂に当たり、高知県内に生息する野生動物種の再評価等を検討するため、高知県レッドデータブック（動物編）改訂委員会設置要綱第3条第3項に基づき、高知県レッドデータブック（動物編）改訂委員会（以下「改訂委員会」という。）に分科会を設置する。

（所掌事務）

第2条 分科会は、次の事項について調査審議する。

- （1）高知県レッドデータブック（動物編）の改訂に関すること
- （2）その他、高知県レッドデータブック（動物編）の改訂に必要な事項に関すること

（組織）

第3条 分科会は、別表1のとおりとする。ただし、改訂委員会の委員長（以下「改訂委員長」という。）が必要と認めた場合は、分科会を増減することができる。

- 2 分科会は改訂委員会の委員（以下「改訂委員」という。）を含む8人以内の委員で構成し、当該分類を主たる専門とする改訂委員を分科会長とする。
- 3 分科会委員は、改訂委員長が指名する。
- 4 分科会委員の任期は、高知県レッドデータブック（動物編）の改訂が終了する日までとする。

（会議）

第4条 分科会は、分科会長が招集する。

- 2 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 3 分科会の開催は、書面等により分科会委員の意見を求めることで分科会の会議とすることができる。

（報告）

第5条 分科会長は、分科会の調査審議結果について、改訂委員長に報告するものとする。

（雑則）

第6条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が環境共生課と協議して定める。

（附則）

- 1 この要領は、平成26年5月16日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

(1) 哺乳類分科会
(2) 鳥類分科会
(3) 爬虫類・両生類分科会
(4) 汽水・淡水産魚類分科会
(5) 汽水・淡水産十脚甲殻類分科会
(6) 昆虫類分科会
(7) 陸・汽水・淡水産貝類分科会